

母子世帯の経済状況と2002年改革の評価

大石 亜希子

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障基礎理論研究部第2室長

急増する母子世帯

「平成15年度全国母子世帯等調査」(厚生労働省)によると、日本の母子世帯数は2003年11月には122.5万世帯に達した。5年前の1998年に実施された同調査と比較すると28.3%の大幅な増加となっている。これは主として離婚の増加によるもので、今日では母子世帯となった理由の8割を「離別」が占めている(図1)。

少子化により、子どものいる世帯は総数で減少しているにもかかわらず、母子世帯が増加しているということは、子どものいる世帯に占める母子世帯の比率が上昇していることを意味している。阿部・大石(2005)によると、20歳未満の子どものいる世帯全体に占める母子世帯の割合(母子世帯率)は2001年で6.5%、子ども数ベースでは5.8%と試算される。つまり、子ども17人につき1人、学校ならクラスに2人程度は母子世帯で育てていることになる。このように、母子世帯はいまや特殊な世帯形態ではなくなっている。

こうしたなかで、母子世帯への社会保障政策は、従来の経済的支援を中心とする施策から就労による自立を支援する施策へと大きく転換した。児童扶養手当制度の改正(2002年8月)、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行(2003年4月)など、1990年代のアメリカやイギリスにおける福祉

改革に類似した施策が次々に打ち出されている。

そこで本稿では、母子世帯の実態を主に経済面から明らかにした上で、これらの新しい施策について評価を試みたい。はじめに、諸外国と比較した場合の日本の母子世帯の特徴をとらえておこう。

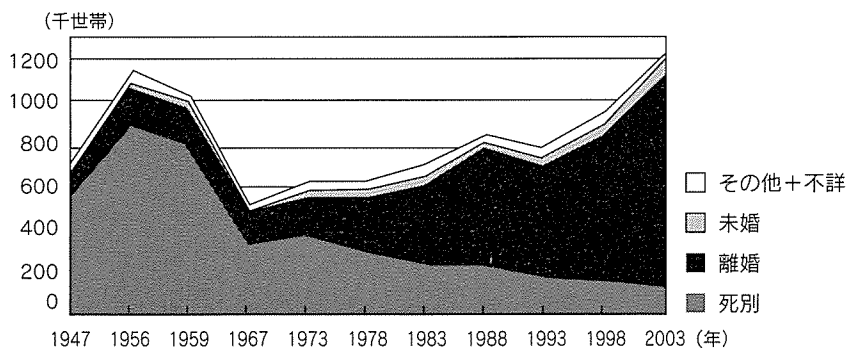
日本の母子世帯の特徴

日本の母子世帯は、先進諸国と比較すると際立った特徴をいくつかもっている。第1に、未婚の母は少数派である。母子世帯のうち、「未婚の母」は全体の5.8%(2003年)に過ぎず、ほとんどの場合は婚姻関係を経てから離婚や死別によって母子世帯となっている。これに対してアメリカやイギリスでは未婚の母が全体の4割以上を、オランダやフィンランドでも3割以上を占めており、日本と同じように未婚の母が少ないのはイタリアくらいである。

第2に、三世帯同居が多い。日本では母子世帯の3割以上が親や兄弟姉妹など親族と同居しており、とくに近年は同居率が高まっている。これは、30代の母親など比較的若い子どもを持つ母子世帯が増加しているためで、親族と同居することで育児や経済面での支援を得ているのだと考えられる。

第3に、日本の母子世帯の母親就労率は先進諸国の中で突出して高い。1990年代を通じて85%前後の水準を維持しており、イギリス(1990年、42%)、ドイツ(1992年、67%)、スウェーデン(1994年、

図1 母子世帯となった理由別、母子世帯数の推移



出所：「全国母子世帯等調査」（厚生労働省）各年度版

70%)など先進諸国を大幅に上回っている。このように就労率が高いにも関わらず、次節でみるように経済状況が悪いことが日本の特徴である。

母子世帯の経済状況

(1) 母子世帯の定義

つぎに、本稿で扱う母子世帯の定義を明らかにしておこう。

公刊統計では、母と未婚の子（20歳未満）からなる世帯を母子世帯と定義することが多く、親族等と同居する母子世帯は除外されがちである。しかし、これでは母子世帯の全体像を把握する上で不十分である。母子世帯についての最も包括的な調査である「全国母子世帯等調査」（厚生労働省）では、「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」を母子世帯と定義しており、祖父母など親族と同居しているケースも含んでいる。そこで本稿ではこれを踏襲することにする。また、本稿では、母子世帯のなかでも母親と子のみからなる世帯を「独立母子世帯」、親や兄弟姉妹と同居している母子世帯を「同居母子世帯」と呼ぶことにする。

(2) 稼働所得の動向

母子世帯の収入の大きな部分を占めるのは母親自身の稼働収入で、世帯所得の7割から8割を占めている。一般の有子世帯の母親就労率は2001年で51.3%であるが、母子世帯の母親就労率はこれよりも30%以上高い。

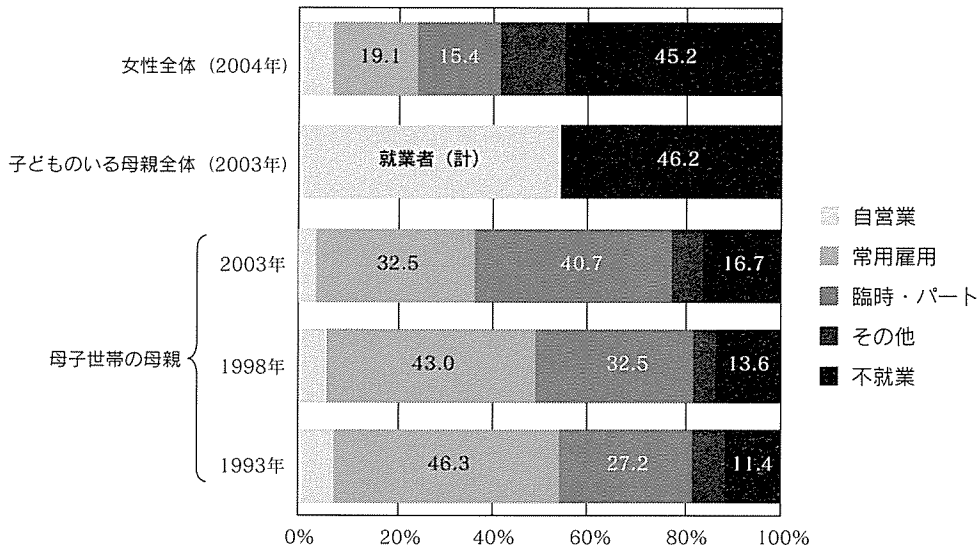
その一方で、従業上の地位についてみると、近年は非正規就労の割合が拡大している（図2）。非正規就労の増加は、母子世帯の母親に限らず女性全体に観察されることではあるが、母子世帯の母親の場合、2003年には臨時・パートタイマーの割合が常用雇用者を上回っていることが注目される。

結果として、母子世帯の母親の稼働収入の水準は低く、しかも1990年代半ばから低下している。表1は、母子世帯の母親のうち、稼働収入がある者についてその中央値をみたものである。独立母子世帯の母親の稼働収入は、実質額でみて1995年の194万円から2001年の168万円へと26万円減少しており、同居母子世帯の母親の稼働収入は、同期間に223万円から189万円へと34万円減少している。

(3) 一般の有子世帯との比較

一般の有子世帯と比較すると、母子世帯の経済的な脆弱性は一層明らかになる（表2）。世帯規

図2 母子世帯の母親の就労状況



出所：「全国母子世帯等調査」（厚生労働省）、「労働力調査」（総務省統計局）

模の違いをコントロールするために、世帯所得を等価尺度（ここでは世帯人員数の平方根）で除した等価世帯所得で所得水準を比較すると、一般の有子世帯を100として、独立母子世帯の等価世帯所得は平均で47、同居母子世帯も72に過ぎない。すなわち、母子世帯の子どもが享受しうる経済資源は、親族と同居している場合であっても、一般の子どもより格段に少ない。これは貧困率についても同様である（ここでの貧困率は、国際比較でしばしば用いられる「等価世帯所得の中央値の50%」を貧困線として、それ以下の状態にある人々の割合を指している）。生活保護の受給状況に関しては、公刊統計では母親と子のみからなる独立母子世帯についてのみデータが得られるが、それによると母子世帯の世帯保護率は11.2%（2002年度）となっている。ただし、これら被保護母子世帯の48%には何らかの勤労収入があり、仕事からの収入だけでは最低生活費に達しないために保護費を受給している。

フローの所得だけでなく、ストックとしての金融資産に注目しても、一般の有子世帯と母子世帯の間には大きな格差がある。独立母子世帯の半数は

50万円以下の貯蓄しかもたず、31%は貯蓄が全くない。同居母子世帯は世帯規模が大きいだけに独立母子世帯よりも金融資産は多い傾向にあるが、それでも半数は貯蓄額250万円以下であり、20%は貯蓄が全くない。一般の有子世帯のうち、貯蓄なしの世帯の比率は11%にとどまることと比較すると、母子世帯は独立・同居を問わず金融資産が少ないといえる。

母子世帯への施策の転換

母子世帯に対する施策の中心をなしてきた児童扶養手当は、所得制限限度額を下回る母子世帯（または養育者）を対象に支給される現金給付である。給付額は世帯の所得水準によって異なり、1ヵ月当たり41,880円（2004年度、2人目はこれに5,000円の加算、3人目以降は1人につき3,000円の加算）を限度として段階的に決定されている。

児童扶養手当制度の沿革をみると、所得制限は徐々に厳格化されてきた。設立当初の児童扶養手当は、単一の所得制限に基づく定額給付となっていた

表1 母子世帯の母親の稼働収入の中央値の推移

	1992	1995	1998	2001
中央値（2000年価格、万円）				
合計	205	203	179	170
独立母子世帯	189	194	169	168
同居母子世帯	222	223	199	189

注：稼働収入のある母親のみを対象としている。所得は前年のもの。
出所：阿部・大石(2005)。

が、1985年の改正により、所得制限が2段階に分けられ、これに応じて給付額も全部支給と一部支給の2種類となった。この2段階制度は2002年まで続くが、その間17年にわたって、全部支給の対象となる所得制限限度額はほぼ据え置かれた。つまり、全部支給のための実質的な限度額は引き下げられてきたということになる。

2002年の改正では、所得に応じて給付額を段階的に減額する措置が導入され、満額（41,880円）を受給できる所得制限限度額は、年収204.8万円から130万円まで引き下げられた（母と子1人の2人世帯の場合）。また、父親からの養育費の80%を所得として算入するなど、支給要件がより厳しくなっている。さらに、2003年4月には母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童扶養手当の受給が5年を超えた後は、減額幅が2分の1を超えないことを条件に給付を減額できる措置が導入された（実際に減額が実施されるのは2008年度から）。

これと同時に、父親からの養育費徴収の強化も唱えられた。ただし離別母子世帯のうち養育費を多少なりとも受け取っているのは17.7%に過ぎない（「平成15年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省））。

2002年改正の評価

さて、2002年改革で導入された一連の自立支援施策は、果たして母子世帯の「自立」を促進しうるであろうか？

まず、従来の2段階制度のように、所得制限限度

額を超えた途端に児童扶養手当が受給できなくなり、手取り収入が大幅に減少するという「逆転現象」が就労を阻害する効果をなくしたという意味では、一定の評価はできよう。しかし、この改正によってこれまで仕事についていなかった母子世帯の母親が働きはじめたり、もともと就労していた母親がより長時間働いたりするようになって、早期に経済的自立を果たすかという、疑問が残る。

第1に、現行制度は、裏返して見れば年収130万円までは無条件に満額受給できる制度であり、2002年改正も就労するかしないかの意思決定を行うポイント（留保賃金）には何ら影響を与えていないと考えられる。

第2に、実際問題として仕事についていない母親は、母親自身が病気であったり、乳児を抱えていたり、あるいは職業能力が低くて雇用機会に恵まれないといったように、何らかの問題を抱えている場合が多い。母子世帯の無職の母親のうち34%は「求職中」で、就労意欲はあるのに雇用機会が得られていない。また、24%は「病気で働けない」、13%は「子どもの世話をしてくれる人がいない」と回答している。

第3に、賃金水準の低い非正規労働についているケースが多いことを考えると、長時間働いても「自立」といえるだけの収入を得られない可能性は高い。例えば、パートタイマーやアルバイトの一般的な時給では、児童扶養手当の支給停止となる365万円以上の年収を達成することはほぼ不可能である（時給千円でも年間3650時間の労働を必要とする）。

表2 母子世帯の資産・所得状況 (2001年)

	独立母子世帯	同居母子世帯	(参考) 子どものいる世帯 (非母子世帯)
等価世帯所得 (万円)			
中位数	125	227	314
平均	165	252	349
貯蓄の状況 (万円)			
中位数	50	250	300
平均	337	708	640
貯蓄なし世帯の割合	30.6%	20.0%	10.8%

出所：阿部・大石(2005).

母子世帯が直面する経済的困難は、男女間賃金格差、正規・非正規労働者間の賃金格差、正規雇用機会の減少など労働市場の構造的な問題に由来する面が強く、母子世帯となった直後の数年間に限定されるものではない。それどころか、食費や教育費といった子育て費用は子どもの年齢とともに上昇するので、藤原 (2005) が指摘するように、「増加する必要生計費に賃金の上昇が追いつかず、“働いても生活が苦しい” 状況はむしろ子の成長とともに深刻化する」。

したがって、金銭的なインセンティブあるいは時限措置といったペナルティ付与で母子世帯の自立を達成することはなかなか難しく、むしろ、より条件のよい雇用機会を得られるための職業能力開発や母子世帯の実状に合致した保育サービスの一層の充実が必要と考えられる。もし、どれだけ短時間であろうとも、また、どれだけ少額の稼働収入であろうとも、とにかく母親が就労すること自体に政策的な重点を置くということであれば、アメリカにおける稼働所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) のような給付体系に変更していくことが必要であろう。

● おわりに

2002年改正に至った背景には、母子世帯数の増加とほぼ同じペースで増加する児童扶養手当の給付

額を抑制したいという、財政面からの要請もあったと考えられる。しかし、いまここで、子どもの「育ち」をどうやって保障するかという視点から母子世帯に対する施策を再構成する必要があるのではなからうか。

近年注目される動向として、若い年齢での結婚・出産・離別による母子世帯の増加がある。日本全体では晩婚化が進んでいるにもかかわらず、若くして結婚・出産するようなグループは、相対的に低学歴で所得水準も低い階層の出身者が多いという指摘もある。こうしたケースでは、母親自身が職業訓練はおろか十分な教育を受けていないため、就職が難しい。仮に、経済的困難によって母子世帯の子どもが十分な教育機会を得られず、それが子ども自身の結婚・出産行動にも影響を及ぼしているとすれば、事態は非常に深刻である。所得格差の拡大や社会の階層化が懸念されている今日、貧困の再生産を防止するためにも、母子世帯の子どもの「育ち」を保障する施策が求められている。■

《参考文献》

- 阿部 彩・大石亜希子 (2005) 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、pp.143-161.
- 藤原千沙 (2005) 「ひとり親の就業と階層性」『社会政策学会誌』第13号、pp.161-175.